

学校法人阪南大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人阪南大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を大阪府松原市天美東5丁目4番33号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に基づき学校教育を行い、有能有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

(1) 阪南大学大学院 企業情報研究科

(2) 阪南大学

流通学部 流通学科

経済学部 経済学科

経営情報学部 経営情報学科

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科

国際観光学部 国際観光学科

経営学部 経営学科

総合情報学部 総合情報学科

国際学部 国際コミュニケーション学科

国際学部 国際観光学科

(3) 阪南大学高等学校(全日制課程)

全日制課程 普通科

(責務)

第5条 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、前条に掲げる学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努める。

(特別の利益供与の禁止)

第 6 条 この法人は、その事業を行うに当り、その理事、監事、評議員、会計監査人、職員その他政令で定めるこの法人の関係者に対し、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等特別の利益を与えてはならない。

第 3 章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第 7 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 12 名以上 14 名以内

(2)監事 2 名

2 この法人に、評議員 13 名以上 15 名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人 1 名以上 3 名以内を置く。

(理事選任機関)

第 8 条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とし、理事選任機関の運営はこの寄附行為の第 20 条から第 22 条まで及び第 24 条を準用する。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対して、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

第 4 章 理事会及び理事

(理事の選任)

第 9 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1)学長、校長のうちから理事会において選任した者 2 名

(2)前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者

10 名以上 12 名以内

2 前項第 1 号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事の資格)

第 10 条 理事の選任に当たっては、次の各項に掲げる要件を遵守しなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、理事となることができない。

- (1)心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
- (2)解任の訴え又は解任勧告を受けてこの法人の理事を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- (3)その他私立学校法第31条第1項各号に掲げる者

3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

4 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者であってはならない。

5 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の理事の任期は前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第12条 理事が以下の各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)理事としてふさわしくない非行があったとき
- (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1)任期の満了
- (2)辞任
- (3)死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第13条 理事は、第7条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事会の構成)

第 14 条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第 15 条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち第 9 条第 1 項第 1 号に規定する理事 2 名を含む 5 名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。
- 4 常任理事をもって私立学校法第 37 条第 4 項の業務執行理事とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した順位に従い、常任理事がその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第 17 条 理事長たる理事以外の理事は全てこの学校法人の業務についてこの法人を代表しない。

(競争及び利益相反取引の制限)

第 18 条 理事は、次の各号に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)理事が、自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2)理事が、自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき
 - (3)この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 この法人において、前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第 19 条 理事長及び常任理事は、3 月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第 20 条 この法人に全ての理事で組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 7 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 8 前項の通知は会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 9 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第 21 条 理事会の議長は理事長とする。

- 2 前条第 4 項及び第 6 項並びに第 32 条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の決議)

第 22 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1)この寄附行為の変更
 - (2)基本財産の処分
 - (3)借入金(その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4)残余財産の帰属者の決定
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1)理事会の決議による解散
 - (2)この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第 23 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業

務に関する重要事項以外の決定については、第 25 条に規定する常任理事会に委任する。

2 常任理事会に業務の決定を委任する事項は、あらかじめ理事会において定めるものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 法人の日常業務の処理に関する事
- (2) 理事会、評議員会の議案に関する事
- (3) その他法人の業務で連絡調整を要する事

(議事録)

第 24 条 議長は理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した理事及び監事全員が署名若しくは記名押印し(電磁的記録により作成される議事録の場合は電子署名とする)、理事会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 第 18 条第 1 項に基づく競業及び利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第 25 条 第 16 条第 3 項で選定された常任理事と理事長をもって常任理事会を組織する。

- 2 常任理事会は、理事長が招集する。
- 3 常任理事会は、原則として毎週 1 回開催する。

(常任理事会の運営等)

第 26 条 常任理事会の議長は理事長又は理事長の指名する常任理事とする。

- 2 常任理事会は、第 25 条第 1 項に規定する構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって行う。
- 3 理事長が必要と認める場合は、本学園関係者を出席させることができる。
- 4 議長は、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 監事

(監事の選任及び資格)

第 27 条 監事は、学校運営その他のこの法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

- 2 次に掲げる者は、監事となることができない。
 - (1) 私立学校法第 31 条第 1 項各号に掲げる者
 - (2) 被解任役員

3 監事は、この法人の理事及び評議員若しくは職員を兼ねることはできない。

4 監事は、理事、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。

(監事の任期)

第 28 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。

2 監事は再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 29 条 監事が以下の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該監事を解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)監事としてふさわしくない非行があったとき

(3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1)任期の満了

(2)辞任

(3)死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き)

第 30 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 31 条 監事は、第 7 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 をこえる者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第 32 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1)この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること
 - (2)この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (3)この法人の財産の状況若しくは業務又は理事の業務執行について理事会及び評議員会に出席して意見を述べること
 - (4)第 1 号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の職務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくはこの寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること
 - (5)前号の報告をするために必要あるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (6)前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第 5 号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(調査権限)

第 33 条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第 34 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第 35 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)この法人の職員のうちから評議員会で選任される者 5名以内
- (2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから評議員会で選任される者 3 名以上 4 名以内
- (3)学識経験者のうちから理事会で選任される者 5 名以上 7 名以内
- 2 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号に規定する評議員の数は、評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものとし、当該評議員はこの法人の職員の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 4 第 1 項第 3 号に規定する評議員の数は、評議員の総数の 2 分の 1 を超えないものとする。
- 5 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員の数は評議員の総数の 6 分の 1 を超えないものとする

(評議員の資格)

第 36 条 評議員の選任に当たっては、次の各号に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1)被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- (2)評議員は、この法人の理事及び監事を兼ねることはできない。
- (3)2 人以上の評議員と 1 人の理事が特別利害関係を有するものであってはならない。
- (4)2 人以上の評議員と 1 人の監事が特別利害関係を有するものであってはならない。
- (5)評議員は、他の 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。

(任期)

第 37 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 38 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該評議員を選任した機関の議決により、これを解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)評議員としてふさわしくない非行があったとき
- (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1)任期の満了
- (2)辞任
- (3)死亡

3 評議員は、第 7 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員会の構成)

第 39 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務)

第 40 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(諮問事項)

第 41 条 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1)重要な資産の処分又は譲受け
- (2)多額の借財
- (3)予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4)役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (5)私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除くこの寄附行為の変更
- (6)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7)寄附金品の募集に関する事項
- (8)その他この法人に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(決議事項)

第 42 条 次に掲げる事項については評議員会の決議を要する。

- (1)私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までにに関するこの寄附行為の変更
- (2)理事会の決議による解散
- (3)合併

(理事の行為の差止めの求め)

第 43 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 34 条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われないときは評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第 44 条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長((理事の責任を追及する場合は監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(開催)

第 45 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に開催するほか、必要のある場合に開催する。

(招集)

第 46 条 評議員会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、次の各号に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、評議員の同意があれば、電磁的方法により通知することができる。
 - (1)会議の日時及び場所
 - (2)会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3)会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4)私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は会議の 7 日前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 47 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、招集を請求した評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 4 項に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、会議の 7 日前までに、書面により通知しなければならない。ただし、評議員の同意があれば、電磁的方法により通知することができる。

(監事による招集)

第 48 条 第 32 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 46 条第 4 項第 1 号、

第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、会議の 7 日前までに、書面により通知しなければならない。ただし、評議員の同意があれば、電磁的方法により通知することができる。

(議長)

第 49 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(評議員会の決議)

第 50 条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 63 条第 2 項に規定する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により、評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第 51 条 議長は評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 名以上並びに出席した監事が署名若しくは記名押印し(電磁的記録により作成される議事録の場合は電子署名とする)、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第 52 条 理事長、常任理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、常任理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会と評議員会の協議)

第 53 条 法令若しくはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 54 条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 55 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 56 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待つとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第 57 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員が生じた場合の措置)

第 58 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第 59 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2)前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3)会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4)前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 9 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 60 条 この法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 61 条 この法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は 5 年以上の理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

3 第 1 項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画は、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(役員、評議員及び会計監査人の報酬)

第 62 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第 10 章 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

(役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任)

第 63 条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。

(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)

第 64 条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)

第 65 条 役員、評議員又は会計監査人がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事会の決議による役員又は会計監査人の責任の一部免除)

第 66 条 第 63 条第 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員や会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

第 11 章 資産及び会計等

(資産)

第 67 条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 68 条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産はこの法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産とする。
- 3 運用財産はこの法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 69 条 基本財産中の不動産及び重要なものはこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、議決に加わることのできる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 70 条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは銀行預金するか又は理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 71 条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、入学検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 72 条 この法人の会計は学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)とする。

- 2 この法人の会計は学校法人会計基準により行う。

(事業報告及び決算)

第 73 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)事業報告書の附属明細書
- (3)計算書類
- (4)計算書類の附属明細書
- (5)財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 74 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第 1 項各号の書類、前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 75 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 12 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 76 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 13 章 解散及び合併

(解散)

第 77 条 この法人は次に掲げる事由によって解散する。

- (1)理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2)この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3)合併
- (4)破産手続開始の決定
- (5)文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 78 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 79 条 この法人が合併しようとするときは理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 14 章 補則

(情報の公表)

第 80 条 この法人は、次の各号に定める事項をインターネットの利用により、公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は届出をしたときの寄附行為の内容
- (2) 事業報告書及び附属明細書、計算書類及び附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿及びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときのこれらの内容

(公告の方法)

第 81 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法等により行う。

(施行細則)

第 82 条 この寄附行為施行についての細目は理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和 26 年 3 月 13 日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 小林菊治郎

理事 奥田政三

理事 小路竹一

理事 高井豊次郎

理事 島野庄三郎

監事 岡田辰治郎

監事 小倉武雄

附 則(昭和 40 年 1 月 25 日)

この寄附行為は、昭和 40 年 1 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 1 月 29 日)

この寄附行為は、昭和 47 年 1 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 2 月 7 日)

この寄附行為は、昭和 48 年 2 月 7 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 8 月 20 日)

この寄附行為は、昭和 51 年 8 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 7 月 17 日)

この寄附行為は、昭和 56 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 4 月 12 日)

この寄附行為は、昭和 60 年 4 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 8 月 29 日)

この寄附行為は、昭和 60 年 8 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 25 日)

この寄附行為は、昭和 60 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 12 日)

この寄附行為は、昭和 61 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 11 月 15 日)

この寄附行為は、昭和 61 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日)

平成 5 年 12 月 21 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 22 日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 7 年 12 月 22 日)から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 19 日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 8 年 12 月 19 日)から施行する。なお、第 23 条に規定する評議員の任期変更は、認可日以降に選任される評議員の任期から適用する。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 11 年 12 月 22 日)から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 27 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 13 年 12 月 27 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 27 日)

- 1 平成 15 年 5 月 27 日 理事会議決のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 阪南大学国際コミュニケーション学部文化コミュニケーション学科は、前項の規定に関わらず、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則(平成 15 年 8 月 14 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 15 年 8 月 14 日)から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日)

平成 16 年 3 月 25 日 理事会議決のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 6 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 17 年 6 月 6 日)から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 25 日)

平成 22 年 2 月 25 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 23 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 27 年 2 月 23 日)から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日)

この寄附行為は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 7 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 29 年 7 月 7 日)から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

令和 2 年 3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 6 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和 4 年 10 月 6 日)から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 21 日)

この寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 7 年 1 月 10 日)

- 1 令和 7 年 1 月 10 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項は令和 7 年 3 月 31 日から、会計監査人に関する規定は、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に存在する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、評議員を辞任しなければならない。
- 3 令和 7 年 3 月 31 日に在任する理事、監事、評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する者の任期は、その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。
- 4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、この寄附行為の第 9 条、第 10 条、第 27 条、第 35 条及び第 36 条の資格及び構成を満たす者の任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和 9 年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
5. 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。